

傍聴の際は、下記事項を遵守してください。

- 1 銃器、棒その他人に危害を加えるおそれのある物品を携帯しないこと。
- 2 ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕等を携帯しないこと。
- 3 鉢巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメット等を着用し、又は携帯しないこと。
- 4 ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機等を携帯し、又は使用しないこと。
- 5 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器等を携帯しないこと。
- 6 携帯電話等の着信音を鳴らさないようにすること。
- 7 みだりに傍聴席を離れないこと。
- 8 私語、談話又は拍手等をしないこと。
- 9 議事に批評を加え又は賛否を表明しないこと。
- 10 飲酒、飲食又は喫煙しないこと。
- 11 前各号のほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。
- 12 会長が傍聴人の退場を命じた場合、速やかに退場すること。
- 13 傍聴後、京都府教科用図書選定審議会の会議に関する質問や意見がある場合は、事務局（京都府教育庁指導部学校教育課）に申し出ること。
- 14 その他会長の指示に従うこと。